

# 大阪市社会部と山口正―『社会事業研究』を中心に

吉 村 智 博

## I 問題の所在―研究史と課題

本稿の目的は、近代的都市機能を拡張していた大阪市が独自の行政機構である「部制」の象徴として一九二〇（大正九）年四月に創設した社会部（図1a参照）の第二代部長となった山口正の思想について、その歴史的意義を明確にすることにあり。山口の著書『社会事業研究』を中心に読み解いたうえで検証し、大阪市が広域的に展開する各種の社会事業（図1b参照）との関係を射程に入れつつ考察していく。

一八八七（明治二〇）年六月一五日、大阪府泉北郡美木多村に生まれた山口は、一九一一（明治四四）年一月に広島高等師範学校を修了して、一五（大正四）年七月に京都帝国大学文学部哲学科（社会学専攻）を卒業したあと、同年八月に宮崎中学校へ教頭として赴任する。しかし、わずか一年足らずで辞任する（一六年六月）と、一六（大正五）年七月には大阪市視学（教育行政官）として着任する。さらに、一九（大正八）年五月に大阪市労働調査係（市長直属部局）の主任となり、二〇年四月に大阪市社会部（天野時三郎部長）の労働調査課長となる。在任中

には、昭和信用組合の設立に尽力したほか、労働共済会創設に際して参与となる。社会部長となったのは、大阪・誕生直後の二五（大正一四）年七月であるが、三五（昭和一〇）年七月になって、關一第七代市長の死去により社会部長を辞任し（後任は志賀志那人）、直後には大谷大学教授に就任するが四一（昭和一六）三月、病気を理由に辞職する。それから二年後の四三（昭和一八）年二月五日に死去（享年五六歳）した<sup>(1)</sup>。

図1a 近代社会事業に関する職務分掌組織の変遷（中央官庁・大阪・東京・京都）

	1917	1918	1919	1920	1921	1925	1938	1942
内務省	地方局救済課	米騒動 全国で発生	社会課 〈4課 庶務・統計・第一・第二〉 (22~外局へ)	社会局 庶務・統計・第一・第二	社会局 庶務・職業・事業・児童	厚生省 衛生局編入)		
大阪府	大阪慈善事業 方策】刊行	大阪府方面委員 創設（市内16方面）・救済課設置 （20～社会課）	労働調査係 【労働調査報告】 編纂・印刷開始	社会部 労働調査課編入 【大阪市域拡張】	社会局 労働調査課編入 【大阪市域拡張】	第51輯（1927～）より 【社会部報告】と改称（～1942）	市民局	
東京府		東京府慈善協会 労働委員設置 （市内1方面） ⇒22廃止	社会局 〈3課 総務・公営・救護〉 【社会課調査報告】（～1944） 編纂・印刷開始	社会局 労働調査報告】（～1944） 編纂・印刷開始	社会局 労働調査報告】（～1944） 編纂・印刷開始	【1932東京市域拡張】 【1943東京都】		
京都府		京都府勸業課 救済係設置	社会課 労働調査報告】（1922～23） 刊行	社会課 労働調査報告】（1922～23） 刊行	社会課 労働調査報告】（1922～23） 刊行	【1929京都市域拡張】 【1943京都府】		
京都市								

※大阪府は1946に社会部を復活、さらに46～47に【市民局報告】第1・2号を編纂・印刷、1952に民生局と名称変更し【民生局報告】を編纂・印刷

図1b 大阪市社会事業施設一覽 (1910年代以降)

名称		所在地		創立案・月
市 営 住 宅	普通木造 △1925.4~市営	桜宮	北野町1丁目	208戸 1919・6
		鶴町第一	港鶴町1丁目	191 1919・6
		鶴町第二	港鶴町3・4丁目	596 1920・12
		古市	東成今市町	16 1920・7
		玉出	西成千本通4丁目	15 1920・12
		鶴橋	東成猪飼野町	118 1921・10
		平野流町	住吉平野流町	18 1921・10
		榎並	東成内代町	8 1922・1
		堀川	北北扇町	194 1922・4
		小路	東成大友町・腹見町	44 1924・3
	豊崎	東淀豊崎西通3丁目	76 1925・1	
	長柄	東淀長柄中通4丁目	32 1925・4	
	分譲木造	北畠	住吉天王寺町	104 1926・2
		高見	西淀高見町	70 1927・2
		都島	北澤上江町3丁目	60 1927・4
元今里		東淀今里町	88 1927・5	
地域改善対策	枕全	住吉枕全町	136 1928・2	
	北中島	東淀南宮原町	63 1927・9	
	栄町	浪速栄町5丁目	35 1928・7	
	住吉	住吉町	33 1928・7	
職業紹介所 ※1921.4~ 労働紹介所 ☆1922.4~ 労働紹介所と合併	千鶴橋	※此花	四貫島本宮町	1916・12
	淡路	※東淀	国次町341	1918・12
	今里	※東成	片江町297	1919・2
	九條	港	九條南通1丁目	1919・2
	築港(鶴町)	港	築港南海岸通2丁目	1919・7
	西野田	此花	玉川町4丁目	1919・7
	京町堀	西	京町堀	1919・7
	堀江	西	堀江	1919・7
	中央	西	阿波堀通1丁目	1919・8
	老松町	北	老松町	1919・9
	天六	北	天神橋筋6丁目	1919・9
	今宮	☆西成	今宮町	1919・9
	京橋	☆東	京橋前之町	1919・12
	築港埠頭	☆港	築港南海岸通	1920・9
	梅田	北	西梅田町	1920・10
安治川	港	池山町	1924・1	
玉造	東	中道黒門町	1924・4	
小橋婦人	東	小橋西之町	1926・12	
市民館	北	北	天神橋筋6丁目	1921・6
	天王寺	天王寺	下寺町3丁目	1926・2
	港	港	南泉尾町1丁目	1928・5
	大正	浪速	九條(※番地不詳)	1928・5
	浪速	浪速	栄町5丁目	1928・7
	東	東	谷町4丁目	1928・11
	玉出	西成	辰巳通1丁目	1929・12
此花	此花	大野町2丁目	1930・6	
公設市場	福島	此花	上福島3丁目	1918・4
	谷町	東	谷町3丁目	1918・4
	天王寺	天王寺	天王寺六方体寺町	1918・4
	境川	港	九條南通1丁目	1918・4
	本庄	北	本庄中崎町	1918・9
	空堀	東	空堀通2丁目	1918・9
	築港	港	築港二條通2丁目	1918・9
	北島	西	北島町2丁目	1920・2
	堀江	西	北堀江通4丁目	1921・3
	船場	東	北久太郎町4丁目	1921・3
	網島	北	東野田町4丁目、9丁目	1921・4
	鶴町	港	鶴町1丁目	1921・7
	四貫島	此花	四貫島町	1921・9
	天満	北	与力町2丁目	1921・10
	天王寺南門	天王寺	天王寺大通2丁目	1921・10
	九條	港	九條南通3丁目	1922・6
	桜川	浪速	難波桜川3丁目	1922・6
	四ッ橋	西	西長堀通1丁目	1922・11
泉尾	港	泉尾町	1922・12	
市岡	港	市岡町	1923・3	

大阪市社会部と山口正一『社会事業研究』を中心に

その人物像や思想は従来、以下のように三つの時系列で分割できる諸研究によって解明されてきた。

第Ⅰ期は、一九六〇年代末～七〇年代初頭に発表されたもので、いずれも個人的な思い入れが強い回想録的な内容である。

木村武夫「先人を語る・山口正とその時代」<sup>(2)</sup>、池川清「先人を語る・よき師 山口正さん」<sup>(3)</sup>、「日本の社会事業古典（その三） 生江孝之著『社会事業綱要』と山口正著『社会事業研究』」<sup>(4)</sup>がそれに相当する。

第Ⅱ期は、こうした回顧的な内容を離れて、山口の言説に即した本格的な思想的研究が登場する。

永岡正己「大阪市「社会部報告」とその周辺」<sup>(5)</sup>が山口の思想的軌跡を素描ではあるもののはじめて明確にし、山口が「生活難」（貧困線以下の生活実態）と、「隣保事業」（利益社会関係と共同社会関係との統合的形態に基礎）とを重視していることを指摘した。その具体的方法として「共存共栄」「相互扶助意識の覚醒」「組合精神の發揮」を志向していたことを見出し、社会事業運動の基調を教化教育に置いていたと論じた。ただ、総力戦体制期における山口の諸論文をめぐって「厚生事業のイデオログとなり、精神主義に陥り、国家総動員体制にとり込まれていた」と評価している点は、思想内在的な分析とはならなかった。

木村寿「近代社会事業史研究序説・山口正の生涯」<sup>(6)</sup>は、山口をめぐる従来の研究について、山口の厚生事業論重視から生じる歪曲した人物像を是正することと、「生涯の前半期の活動」の未解明な部分を検討することを目的として執筆された。主な論点は、社会部の課長時代および部長時代の業績について検討することであるが、先行研究（とくに永岡の研究）にはまったくふれておらず、問題の所在が明確ではなく、人物評伝に依った「顕彰」という要素が強い内容となっている。さらに、木村寿「大阪市社会部長山口正について」<sup>(7)</sup>は、前稿をさらに敷衍し、山口の生涯の素描と大阪市の初期社会事業の概略を整理した。その上で、山口が社会部長時代に手がけた社会部そのものの

整備と外郭二団体（大阪市労働共済会と昭和信用組合）の創設への貢献を指摘した。こうした行政面での足跡に加えて学術面での業績として主要な著作（『社会事業研究』『社会事業史』『日本社会事業の発展』）を取り上げてその論旨を要約した。前稿よりは精度は増しているが「社会福祉の歴史を概観する上で、…社会福祉の事業家・研究家の具体的な諸事象を踏まえた、より詳細な伝記が必要」との認識から執筆されたものであり、やや顕彰の色彩が強い内容となっており、批判的な検討はいつさいなされていない。ただ、山口の単行本以外の論文の一覧が盛り込まれており、著作目録は精度も高く至便である。

柴田善守「山口正と志賀志那人」<sup>8</sup>は、山口の代表的著作『社会事業研究』をめぐって、社会事業の定義と方法について整理して思想的特徴を概観した。さらに、その後の研究でも、造詣が深かった社会事業史の認識枠組みと一九三〇年代後半から四〇年代にかけて積極的に理論展開される厚生事業論についてもふれ、山口の思想を「儒教倫理」と評価した。この評価は独自のものではあり、永岡の論点よりはやや詳しく立ち入って分析されているが、山口が重視した「隣保相扶」思想の質的变化を厚生事業論における天皇制国家観の明示の一点に読み込むことは果たして妥当かどうか、課題が残る。なお、巻末に論文一覧が掲載されているが、誤字・脱字・誤植が甚だ多く、信憑性に著しく欠ける内容である。

第三期は、従来の研究の論点をさらに深化させ、今日の研究に継承されるべき論点が登場する。

玉井金五「日本資本主義と〈都市〉社会政策」<sup>9</sup>は、大阪市社会事業史を概観する中で、關一とともに山口を取り上げ、『都市生活の研究』で問題とされている「社会有機化運動（事業）」を抽出し、その論理と事業展開がシヴィル・ミニマム論として大阪市社会事業の基礎を形成したと論じた。さらに、『都市社会事業の諸問題』で論じられる「融和事業」や「隣保事業」など部落や在日朝鮮人を対象に明示的におこなわれた事業を高く評価している。しか

し、概略の検討によって山口の社会政策思想を「大阪市の社会事業政策にとって強力な理論的支柱」と評価している点は正鵠を射ているものの、その内実に関しては再考の余地が残されている。

永井良和「山口正と大阪市社会部―昭和初期の社会学と社会調査<sup>10)</sup>」は、山口の生涯を概観し、社会事業論の枠組みと厚生事業論への転回を一九八〇年代の研究を総括する立場から端的に整理した。しかし研究史を超える論点が提示されたわけではなく、また論文の後半に位置づく大阪市社会部の組織やその変遷についても、山口との具体的な関わりにはまったく言及されておらず、新たな研究とするには難がある。

以上の研究史整理からも明確なように、山口の思想的意義について、社会部時代（一九二〇年代）においてさえ、思想内在的な分析はほとんどなされておらず、厚生事業論（一九三〇年後半～四〇年代）への転回過程についてはなおのこと不十分な概説に終わっている。そのうえ、第三代社会部長でもあり北市民館初代館長の志賀志那人<sup>11)</sup>、愛園創始者の石井十次<sup>12)</sup>などに比して、まとまった研究業績がない点も指摘できる。

また、従来の研究では、大阪市社会部時代の山口の思想を単独で追跡する方法論はとられているが、社会部を取り巻く時代状況や市会、市参事会など主要な議決・執行機関における議論とも複合的に照合させて検証するような観点はとられていない。市会議録などの詳細な検討をおこなうことが必要不可欠であるが、まとまった分析はこれまでなされてこなかったことになる。

さらに、旺盛な調査報告活動に象徴される大阪市社会部の独自性は、必然的に都市型マイノリティ（部落、朝鮮人、スラム居住者、日傭労働者、病者など）をも対象としたが<sup>13)</sup>、その点は、研究史上、玉井の議論を除いてまったく触れられていない。部落出身の社会学者である米田庄太郎に京都帝大で師事した山口<sup>14)</sup>が差別問題にまったく関心を払わなかったとは考え難く、実際、マイノリティ（コミュニティ）の実体的な把握に深く関与しており、そこか

ら山口の思想と論理を読み取り、社会調査の方法をめぐる多角的な検討材料を選定する必要がある。こうした論点と課題とを確認して、本論へと進みたい。

## II 山口の社会事業論—『社会事業研究』の論理と認識

### 1 論理的諸前提

山口は、いくつかの著書を遺しているが、その代表作は、『社会事業研究』<sup>15</sup>であろう。社会部長辞職の直前に纏められた大著で、部長時代の思索と経験を集大成したものであり、その社会事業論が凝縮している。

まず、「社会事業の目的」について、以下のように指摘している（引用個所末尾の頁数は同書の当該箇所にあたる）。

個人主義の社会関係、利益中心の社会関係であつて、かうした個人主義的利益中心の社会に於て他人への同情、人の苦悩への救ひを何人が想像することができよう。これが即ち資本主義社会の実相である。さうした関係上、共同社会関係の支配的な時代に、家族や隣保雇傭主がなした役目を代わつてなす機関の必要が起つて来るのであつて、その機関こそが我々の所謂社会事業でなくてはならぬのである。而してかうした機能を發揮してこの利益社会関係から生ずる各般の欠陥支障を排除し又は緩和して、社会の調和的発達を期するのが社会事業の目的であるのである。（五頁）

この一節は、フェルデナンド・テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の「共同社会」論と「利益

社会」論を前提にしている。ただし、それだけでは、共同態的结合(ゲマインシャフト)と他者的结合(ゲゼルシヤフト)は対象化されるものの、誓約・仲間的结合(ゲノッセンシヤフト)の関係性という視点は出てこない。山口が仲間的な結合によって生まれる社会連帯を著しく警戒・牽制していたからに他ならない。山口の思想には初発の段階において、誓約や仲間といった主に社会契約にかかわる概念は視野に入っていないのである。

さらに、山口は、衣食住の生活、つまり経済生活の充実が最も肝要であり、「生活難」は個人的原因ではなく専ら経済組織から派生することを指摘している(六〇―七頁)。この論点は、貧困は経済構造の欠陥によって生起すると指摘した河上肇『貧乏物語』(一九一六年)にも通底する論理である。

それゆえ、社会事業は旧来の結合体(救助・ギルド・仲間)が消滅する代わりに台頭したと論じる(八〇―九頁)。続けて、山口は「社会事業の概念」を以下のように規定する。

私は社会事業とは社会的及び政治的動機に基き、現に生活難に陥り又は将来陥る虞のある個人又は社会に対し、全体社会の調和的發達を企図する社会進歩主義のもとに、公共の福利を目的として保健上道德上又は経済上 等人間生活及び社会生活の各方面を 計画的に救済し又は予防する為に、公私の組織的非營利的努力であると信ずるのである。(三四頁)

この規定は、科学的社会事業概念の確立をめざして、既成の諸制度が役に立たない場合の個人の生活に備えて、それらを補修し、かつ、それらが社会の要求に合致しなくなった諸点を改変するために、社会自体の欠陥を補填するために行われる諸努力の総計だとするエドワード・デヴァインの理論に基づいている。

その点からして「社会事業の任務」は、次のようになる。

差別を受けつつある地域的社会、貧困者の密住群居する細民住居地帯、来住せる朝鮮人の血縁社会並に貧困



のため生活する能はざるもの、精神上若くは身体上の障碍又は幼弱、老衰、出産のため労務を行ふに故障ある人々、即ち保護の必要ある個人や集団を保護するものは社会事業である。(四三頁)

つまり、「公共の福利」が直接の目的であり、すでに生活難に陥り、又は将来陥るおそれのある状態の集団あるいは個人が対象ということになる。

そして「社会事業の要素」は、「同情、人類愛、社会的正義又は社会連帯の思想を以て、社会事業の動機またはその観念的基礎とすることができない」(一〇〇頁)として、三好豊太郎の人類愛・社会正義論、磯村英一、田子一民の相互扶助・社会連帯論への批判をおこなう。さらにエリック・ウォルフ『社会福祉政策と社会学について』に依拠して、「社会事業の対象は貧困である。貧困は文化社会に特有の現象である。∴貧困は決して特殊の社会的階級に起る現象ではなく総ての人々に起る現象である」(一〇七～一一〇頁)であると、貧困の主要な原因は、個人的要素として、心理学的、性格論的な環境が影響し、貧困の定型は、慢性的予想可能な貧困と突発的貧困とが存在するという。

こうした貧困状態が社会に与える影響として、「下級集団への脱落」「乞食・浮浪人への転落」「社会に危害を加える反社会的存在」化するといったことが具体的に挙げられている。

そして、社会事業の倫理的・教育的性質としては、「社会事業の施行は結局教育問題に帰すと結論したい」(三二〇頁)としたうえで、次のように述べる。

国家社会全体の立場から見て、社会事業は共同体の倫理的全体維持を表現し得る手段の一つである。同胞の要救状態は共同的感情、相互扶助を喚起する最も直接の最も効果的な且つ最も簡単な機縁である。∴社会事業は共同体の社会的行為によつて正しい総合的立脚地に達するところの実在である。(三二二～三二三頁)

第一に社会事業は教育的思想によつてより深き道德的眞面目さをもち保護者と被保護者との関係を高め、第二に社会事業は教育的思想によつてそれ自体が無用になることを究極目標として活動する。(三二一頁)

こうした「相互扶助」の論理は、井上友一、田子一民、山崎巖ら内務・厚生省官僚路線の認識<sup>16)</sup>および斉藤実首相の自力更生論<sup>17)</sup>などは明確に対抗する要素を含んでいよう。

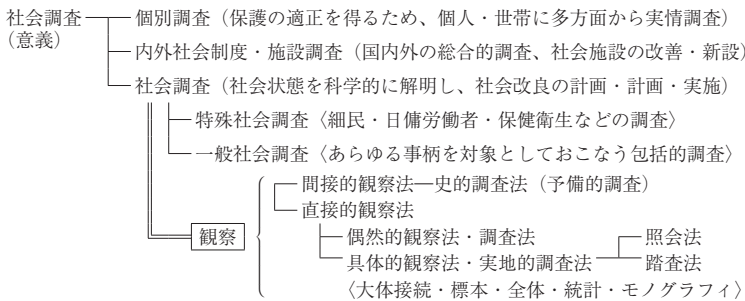
## 2 具体的方法論

山口は、社会調査の概念を厳密に規定し、社会調査を重要視するが、その理由として、①事業施設上の基礎資料を得るため、②既存施設の活用、事業経営上の保護適正・能率増進・事業改善を企図するため、③社会事業に関する内外の制度・施設を比較研究するためだとしている。「想ふに充分なる調査研究を行はずして社会事業の施設経営に当たるとは少なからざる危険と浪費とを伴ふのみでなく、所謂誤りたる社会事業は社会事業なきに如からざるの弊害に陥る虞がある」(一五八頁)からである。

そして、社会調査の意義と方法について、前掲著書『都市生活の研究』<sup>18)</sup>を参照しつつ、体系的図式を図2のように描いている。

そして、社会部調査課の目的について「既存社会施設の活用を図る勿論、常

図2 社会調査の体系



に各種の社会病の全体性や特殊性を科学的に把握して新計画の指針を与ふるために：一般市民の都市社会状態に対する注意を喚起してその社会施設への協力を要請」（一七二―一七二頁）することと明記している。

また、社会事業の種類としては、箇条書きにして以下のような五領域が設定されており、とくに経済面と失業面で前掲した図1bの市営社会事業と合致している。（なお、算用数字やローマ字は、山口の著作にはないが、山口の思想を尊重しつつ、その真意が伝わりやすいように引用者が適宜使用している、以下同様）。

- ① 救護事業（疾病、精神・身体障害による生活難者への消極的な経済的保護事業）
  - A 一般救護（救護法に基づく公的救護⇨身体・精神障害、幼弱、老衰、出産）
  - B 特別救護（行旅病人・死亡人、非常災害の罹災者、貧困な軍人とその遺家族）
- ② 経済保護事業（積極的・防貧的経済施設に代表される保護事業）
  - A 住宅供給（組合方式の住宅供給、不良住宅地区改良法による住宅改善）
  - B 共同宿泊所（独身労働者、失業者など収入寡少者への低料金での宿泊室提供）
  - C 公益市場（庶民生活の必需品たる食料品、一般日用品を廉価に販売）
  - D 公益浴場・食堂（低廉な料金で保健衛生に配慮した入浴と食事の提供）
  - E 公益質屋（少額所得者に対し動産を担保として金融をなす施設）
- ③ 失業保護事業（人間性にとって重要な面の事業）
  - A 職業紹介事業（一般労働者、熟練労働者、婦人、少年等への無料の職業斡旋）
  - B 失業救済事業（公共土木事業を通して失業中の少額給料生活者を救済）
  - C 入営者の職業保障・指導、失業共済、失業保険事業

④医療保護事業（疾病の治療、予防、社会衛生の改善をおこなう事業）

A 一般医療保護事業（無料の病院・診療所・巡回診療・巡回看護婦制度／低料金診療）

B 特殊医療保護事業（精神疾患、結核、ハンセン病、性病、トラホーム等への施療）

⑤児童保護事業

A 一般児童保護

◇妊産婦保護事業（産院、巡回産婆、妊産婦相談所、工場法等に基づく母性保護）

◇栄養食配給事業（乳幼児牛乳配給、栄養食給与）

◇乳幼児保護事業（乳幼児健康相談所、託児所、養児施設）

B 特殊児童保護

◇貧困児保護（虚弱児童、病児診療、救護法による貧児扶助・育児施設）

◇障害児保護（虐待児保護、不良児保護、障害児保護、児童衛生思想の普及）

なかでも、③にみられるように日傭労働者や失業者の問題を捕捉していること、④のBにあるハンセン病患者への事業を重視していることには留意が必要である。被差別マイノリティへの関心が前提とされているからであり、次章以降でみるように、山口は随処で、融和問題、日傭労働者問題、朝鮮人問題について具体的にコミットメントしている。この問題関心は『社会事業研究』にも大いに反映されている。

### Ⅲ 差別問題に関する認識―部落民・日傭労働者・朝鮮人

#### 1 部落民と融和事業

一九二九（昭和四）年一月四日の大阪市会本会議では、「昭和四年度大阪府大阪府大阪府歳入出追加予算」（原案通り可決）が審議されたが、議案をめぐる提出理由を山口は以下のように説明している。<sup>19</sup> 中央融和事業協会の再編（一九二七年）後、各地で部落問題の解決を目指した融和事業（とりわけ地域改善事業）が積極的に展開されていく時期の見解である。

融和事業トアリマスノハ極ク昔ハ特殊部落改善ト云フヤウナ名前ヲ使ツタノデアリマス、其ノ後ハ地方改善ト云フ名前ヲ使ヒ今日ハ融和事業ト云フ名前デ呼バレテ居リマス、其ノ施行スル方面ハ南海鉄道ノ高野線住吉東駅ノ東方ニ密住地域ガアリマシテ此ノ地区ハ衛生上甚ダ適當デアリマセヌノデア融和事業トシテ或ハ道路ヲ築ク或ハ下水ヲ良クシ或ハ住宅ヲ建テル、斯ウ云フ風ナ計画ヲ致シマシテ元住吉町ニ於テ十ヶ年間十三萬円ノ府ノ補助ヲ得テ事業ヲ施行スル積リデアリマシタガ：結局本年度ハ此案ニアリマス通りニ道路ヲ建設シ其ノ他茲ニ必要ナル事業ヲモ致シタイ考デアリマス

地域改善事業を実施する住吉部落について、その実績にもとづいて実行されていることを強調している。また、同予算案をめぐって、小岩井浄議員が「一般の社会事業と相違して何故に融和事業と称するのか」と質問したことに対して以下のように答弁している。<sup>20</sup>

此ノ融和事業ニ就テハ包括的ノ一般ノ仕事ヲシナケレバナラヌノデアリマス、〔道路、居住、下水などの―引

用者註」経済的ノ施設以外ニ精神的ニ差別撤廃ノ觀念ヲ養成スル、或ハ人格ノ修養、品性ノ向上ト云フヤウナ精神的ノ運動迄モ行ハントスルノデアリマス、従来ハ多ク経済的ノ方面カラ部落改善ト云フヤウナ言葉ガ使ハレ今日ハ寧ロ精神運動デアルト云フ風ニ高潮サレテ融和施設、融和事業ト云フ言葉ガ使ハレテ居ルノデアリマス、言葉上融和事業、融和施設ト云フ方ガ気持ガ良イノデアリマスカラ現在デハ融和施設融和事業トシテ居ルノデアリマス

融和事業の内実について、精神面と経済面との双方からその位置づけを明言している。冒頭でも触れたように、この時期の大阪市長は關一（一九二三年一月～三五年一月在任）であり、都市計画や社会政策を科学的知見に基づいて積極的に“大大阪”において実践した人物であった。<sup>21</sup> 山口としては首長の理論と実践の有効性があってこそ、旺盛な政策を展開できたといえよう。

## 2 日傭労働者と労務行政

融和問題だけではなく、山口は労務行政も視野に入れつつ日傭労働者問題にも積極的に関与していく。

「日傭労働者問題に就ての一考察」<sup>22</sup>では、日傭労働者の類型を①立ン坊、自由労働者（東京）／鮫鯨（行工・安工）、② Professional casual laborer（「専門的で気軽な労働者」）、③ Casual laborer（「気軽な労働者」）と、三分類している。

実際、当該期、日傭労働者は「彼等ハ殆ント其ノ全部力無技術無熟練労働者ニシテ其ノ最モ多キモノハ仲仕、手伝、土方、日稼、鮫鯨、屑物行商、捨物拾ヒ等ナレトモ其ノ職業ハ一定セス今日ノ度方ハ明日の仲仕、或ハ日稼トナリ一通リ各種ノ仕事ハ役立テトモ何事モ熟練シ居ラサル所謂未熟練無技術労働者ナリ而シテ彼等ノ働場ノ殆ント全部ハ大阪市ニアリ」と認識されており、<sup>23</sup> 日傭労働を専門に斡旋する市立労働紹介所の動向も開設当初は図3のよ

うであり、その職業紹介実績も表1のようであった。

山口によれば、そもそも日傭労働とは、①賃銀労働の一種、②臨時的・短期的雇傭、③不熟練労働、④思想上で不定（不規則）業種を希望すること、と常雇労働者との相違点を規定している。また、日傭労働者の具体像としては、「日傭」「出面取」「手間取業」「日稼」などで、土木、貨物、衛生などの職種を想定している。日傭労働者は勞務供給過程で「請負仕事」に従事することが多く、「油を売る」慣習があり、「奸策」を弄すことが多いとみており、そのために賃銀日払いなど収入は不安定で、かつ「頭刎（ピンハネ）」制度から自由

図3 市立労働紹介所の実態

◇主な労働紹介所（職業紹介所併設）	紹介者割合（20年→21年→22年）
・今宮（西成区東入船町、1919.9開設）	11%→21%→23%
・京橋（東区京橋前之町、1919.10開設）	66%→54%→49%
・築港埠頭（港区築港海岸通、1920.9開設）	22%→24%→28%
※今宮／「釜ヶ崎」における飯場などでの土木請負「手伝」「人夫」の内実 「労働下宿」「人夫部屋」などを単位とする斡旋業者による就労構造 「人夫頭」「親方・配下」など民間斡旋（営利紹介約71業者）の周旋 ＝月およそ2万人・1日平均700人強 大阪市社会部『日傭労働者問題（労働調査報告No.26）』、1924.3	

【表1】大阪市立労働紹介所の日傭労働紹介者数実績（1925～29）

単位）人

年	集合人数	求人数				紹介人数				紹介率（%）
		仲仕	土方	手伝	その他	仲仕	土方	手伝	その他	
1925	294,947	53,697	52,027	18,567	221,116	53,465	51,315	18,554	96,711	74.6
26	571,207	46,941	260,186	16,151	500,748	46,906	256,487	16,148	171,130	85.9
27	375,093	32,125	35,644	11,052	305,751	32,093	35,644	11,052	230,953	79.9
28	373,918	23,064	51,528	8,134	221,497	23,064	51,528	8,134	221,385	81.3
29	196,357	10,582	25,618	3,747	112,623	10,582	25,618	3,474	112,623	77.7

出典）大阪地方職業紹介事務局『京阪神に於ける日傭労働紹介の現況と其の実務』1930.3より作成

備考）①京橋、築港、今宮の3紹介所の実績（上記の20～22年までの実績合計は以下の通り）  
 ・1920年＝14万0,678人／1日平均422人、21年＝17万3,902人／同480人  
 22年＝50万4,016人／同833人  
 ②1929年は1～6月までの集計  
 ③「紹介率」は、全職種合計の紹介人数／集合人数の百分比  
 ④大阪市共同宿泊所宿泊人数は、1926年386,661人、27年466,421人  
 ⑤1920年代には、大阪市社会部『失業してから（No.23）』1923、および同『日傭労働者問題（No.26）』1924、大阪府社会課『失業調査』1924が刊行される

ではないとしている。実際、日傭労働者の家計は表2のように、収入不足で逼迫していた。

それゆえ、救済制度の整備は急務であり、こうした慣習の解消策として、各種保険施設、共済組合、授産所の設置、賃銀支払い制度の改正および賃銀立替機関の設置、福利増進施設の増設などを提案している。

さしあたり、問題解決の方策として、「小頭」あるいは「世話役」による自治的・秩序的労働制度の導入、あるいは、現行の職業紹介所の機能充実による請負業者の排除などが挙げられているが、こうした議論が具体的に、昭和信用組合（一九二三年）や大阪市労働共済会（一九二四年）へと結実していくことになる。

とりわけ、大阪市の外郭団体として財団で創設された共済会については、「大阪市労働共済会に就て」<sup>24</sup>で、現行の傷害救済、失業救済、貯金、生活費貸与、理髪、電車乗車券給付、失業無料宿泊所、食事供給などから、将来的には各種事業の基金、米価調節基金、修養娯楽、宿泊医療などを充実させる計画を提唱している。また、貯蓄についても、「社会事業としての貯蓄事業とその文化的基礎」<sup>25</sup>で「特権階級、無産者階級、労働階級の生活不安を除去し、生活の余裕を将来し<sup>マ</sup>として文化啓蒙の根柢をなすものなるが故に、無産者文化、労働文化を確立し而して全人類の渾一的・一体的調和的の絢爛たる文化を所期する為めには必ずや貯蓄によらねばならぬ」と論じている。山口にとって社会調和と相互扶助は事業推進にあたっての重要な論理的支柱であった。

【表2】日傭労働者（世帯形成層）の家計

	円銭	%
実 収 入	53.09	100.0
世帯主収入	49.64	93.5
配偶者収入	1.43	2.7
その他の家族収入	2.02	3.8
実 支 出 計	57.63	100.0
飲 食 物 費	29.83	51.8
主 食 費	—	—
住居費(電気料含む)	6.40	2.1
薪 炭 費	2.80	4.8
雑 費(被服費含む)	18.60	41.3
実 収 支 過 不 足	△4.54	
平均世帯人員	2.6人	
調査対象数	21	

典拠)『日傭労働者問題』をもとに作成



### 3 朝鮮人と協和会

一九一〇年の韓国併合以降、大阪にも多くの朝鮮人が渡航してくる。その結果、半官半民や民間での朝鮮人組織が図4のように活動を活発化すようになる。

山口はこうした動向に対しても注意を払い、「朝鮮及朝鮮人を正しく理解するに必要な若干の基礎的事実」<sup>(26)</sup>で、①朝鮮の階級制度（王―両班―中人―常民―賤民）と儒学思想との関係を前提として、②賤民身分としての「白丁」が存在すること、③衡平社の結成によって、水平社と共鳴し階級闘争をおこなっていることを指摘している。また、生活面として④農業（自作中農平均収入五九・一円、小作中農同二二・三円）と分析して在阪でバラック居住の朝鮮人との比較をおこなっている。さらに、④家族制度の存在と祖先崇拜、相互扶助、同族団結の慣行（血縁と「一家」とともに）、⑤「契」（公共事業、相互扶助、産業、金融、娯楽、墓所・祈祷の六つ）が存在するとしている。

山口は、こうした朝鮮人の日常性について、あくまでも階級闘争が芽生える素因を排除することを念頭に、相互扶助精

図4 朝鮮人組織とその活動

《半官製団体》

1921.12 相愛会（朴春琴・李起東）=半官製団体

「人類相愛ノ本義ニ基キ内鮮融和ノ徹底の実現ヲ図る

- ・無料宿泊所、無料職業紹介所、人事相談、労働夜学、朝鮮日曜学校学生寄宿館相愛館、相愛病院、相愛神社

→1923.5大阪府本部（岸和田市）岸紡の朝鮮人女工との関連

《官製団体》

1924.5 大阪府内鮮協和会（23.11創立、24.5財団認可）=官製団体

「大阪府下ニ在住スル朝鮮人ヲ扶養善導シ生活ノ安定ト品位ノ向上ヲ図リ内鮮融和ノ実ヲ挙クルヲ目的」とする

- ・職業紹介、人事相談、宿泊施設提供、救療、慰安娯楽、住宅建設、講話会・談話会開催、勤儉貯蓄励行、教育施設設置

〔「鮮人の安い住宅／内鮮協和会の手で出来上る」『大阪毎日新聞』1926.8.8

〕〔「内鮮協和会の共同住宅並に隣保館建設計画」『社会事業研究』17-10、1929.10

《民間団体》

1925.8 鶴橋内鮮自治会 1926.2 柏原日鮮自治会

1928.1 大阪朝鮮人自治青年団／2 愛隣会／9 城東協和会

1929.2 内鮮協会／11 大和田内鮮同愛会

1930.6 大同協会関西本部 1931.4 内鮮友愛会／8 大阪府朝鮮青年団

神による改善を求め、「契」(自治・民族意識)を推奨することで対応すべきとの立場をとる。その考えがあらわれ  
ているのは、一九三四年二月一〇日の大阪市会本会議での松田弥八議員の「内鮮融和の考え方如何」との質問に對  
する、次の答弁である(繰り返し記号は文字化した)。

朝鮮人ノ取扱ニツキマシテハ、財団法人内鮮融和会ガアリマシテ、其ノ方ニ大体仕事ヲ委シテアルトイフト、  
語弊ガアリマスガ、其ノ方ニ依頼シテアリマシテ、市ノ方ハ触レナイコトニシテ居リマス、ト申シマスノハ社  
会事業ガ目下建設中デアリマシテ、イロイロ競合シテ仕事ヲスル実例ガアリマス、サウシテ、健全ナル財団法  
人ガアル以上、市ガ余リ触レナイ方ガ宜イトイフ考ヘデ余リ手ヲ出シテ居ラナイノデアリマス、マタ、最近特  
別高等課ガ府ニ出来マシテ、警察署、裁判所等、私共等モ呼バレマシテ特別ノ研究ヲサレテ居ルヤウデアリマ  
ス、社会事業トシテ、警察署トシテ努力サレテ居リマスカラ、寧ロ私共ガ、ソレニ俟ツテヤツテ行フトイフコ  
トガ宜イト考ヘマス、併シ、大阪市ガ、朝鮮人ニ対シテ、何等考慮シナイトイフコトハナイノデアリマシテ、  
社会事業ヲ利用スルモノニ付キマシテハ十分ニ待遇ヲ致シテ居ル次第デアリマス、例ヘバ、失業救済、土木事  
業ノ如キハ、半数以上ガ朝鮮人デアルトイフ状態デ、何等手ヲ拱イテ仕事ヲシナイトイフ所以デアリマセン  
特高や裁判所での対策を前提とした思考が前面に出ていることには注意を要するが、大阪市の社会事業の対象を  
広く選定し採用していることは特記してよい。なお、山口が「内鮮融和会」と発言しているのは、正しくは「内鮮  
協和会」<sup>(27)</sup>である。

山口の被差別マイノリティに対する社会事業論は、以上のような展望をもっておこなわれていたが、それはあく  
までも近代都市大阪の「統治性」<sup>(28)</sup>を実践するための具体策であり、差別を解消することには帰結しなかった。

#### IV 児童問題・女性問題に関する認識―「第二の国民」「良妻賢母」

##### 1 「第二の国民」としての児童

山口の児童をめぐる認識は、教育論として打ち出される。

たとえば、「社会教化と社会教育」<sup>30)</sup>では、社会教化と社会教育の概念規定をした上で、社会政策としての教育政策は、その対象が社会総体の場合もあれば個人の場合もあり、非強制的任意性を持つことが重要で、その規模も大小様々であるとしている。また、「社会事業と民衆教育」<sup>31)</sup>では、教育の本質と民衆教育について言及し、教育は「本質上普遍的」であり、民衆教育とは「教育を平民化した労働者教育」であると断言する。

こうした認識はやがて児童の保護論と女性の自覚の強調論へと連鎖していく。「法制上の児童保護」<sup>32)</sup>では、「児童は将来の国家を構成すべき第二の国民」であるから「物質上並に精神上その正規の発達を遂ぐるが如き状態」におかれるべきであるという。そこで重要視されるのが「良妻賢母」「良夫賢父」である。児童は、あくまで「饑餓」「病」「発達遅れ」「邪路」「危難」「搾取」から保護されるべき存在であり、現行の民法、刑法、小学校令による条文規定の検討も同時に行われねばならない。具体的には、「貧困児童」「労働児童」「虚弱児童」「盲聾啞児童」「不良児童及不遇児童」への対策が喫緊の課題であるという。最後に「今後に於ける立法を期すると共に既存の立法の活用とそれに生命あらしめす様社会の自覚を意図して已まぬ」と結んでいる。山口が具体的に想定していた児童向けの社会事業としては、「輓金児童保護事業の伸展とその体系」<sup>33)</sup>に示されており、①「優生保護事業」「知能」「結婚」「血族」「産児調節」「妊娠」、②「普通児保護事業」(胎児、乳児、幼児、少年)、③「異常児保護事業」(身体障害、精

神障害)、④「不遇児保護事業」(「棄児」「遺児」「迷児」「被虐待児」「浮浪児」「労働児」)が列記されている。

## 2 「良妻賢母」としての女性

一方、「良妻賢母」を期待する女性に対しては、「都市生活と女性」<sup>34</sup>で、都市生活の問題点として、種々の社会問題が発生することで、「寂寞」「無情」「不安」な生活へと帰結し、それらが、結婚の減少、晩婚化、離婚の増加、出産率の低下、「私生児」の増加、死亡率の増加、子どもの体格、母子心中、公娼制度と性、労働婦人の増加へとつながるといふ。さらにこうした問題は、農村へ波及するともに多大な影響を与えるものとなると警戒心を述べる。それゆえ、教育、保健、住宅、配給制度など都市整備が喫緊の課題であり、「之等の都市問題、社会問題はひとり男性の手にのみ委すべきものではありません。…寧ろ女性の注意と経験とに俟つべきものが少くない。…都市生活の改善向上は、女性の自覚と協力を得なければ、到底期待出来るものではない」と結論付けられる。

このほか、女性に関しては、「一九三五年の社会事業の展望」<sup>35</sup>で、少年の失業問題(教育年限の延長、労働最低年齢の引き上げ)とともに、娼娼の視点から、廃止の方途、性病予防、「売淫」取り締まり、娘身売りの防止などの善後策を提唱している。しかし、ここでは「娼娼」論と「存娼」論にかかわるアクチュアルな問題に関して深く立ち入った検討などは一切なされていない。

## V 社会事業の体系と財源

『社会事業研究』の刊行以後、社会事業諸施設に関する体系を再構成した山口は、「各分枝の社会事業の体系的序

列の公式<sup>36)</sup>」で、国家、府県、市町村、私人がそれぞれ担う社会事業を以下のように整理している。①国家の社会事業として、A法令に依るもの（イ国家機関によるものⅡ傷兵院の設置、ロ公共団体機関によるものⅢ救護法の救護）、Bその他のもの、②府県の社会事業として、A委託事務（イ必要事務Ⅱ少年救護院、ロ国家事務Ⅱ精神病院の設置）、B固有事務（随意事務Ⅱ失業応急事業）、③市町村の社会事業として、A委託事業（イ必要事務Ⅱ職業紹介所の設置、ロ随意事務Ⅱ職業紹介所の設置）、④私人の社会事業として、A半公半私のもの、B全然私人の営むもの

しかし、山口がいくら体系だった社会事業の充実を提唱しても、その財源には、やはり限度がある。そこで山口は、財源として、新税の創設、市町村独自の課税徴収、国家の徴収による地方への交付・補助および低利資金の長期貸し付けなどを提案する<sup>37)</sup>。あわせて、機構のあり方にも言及し、①都市の行政機構上の問題として、各社会事業施設の所管部署の分掌や区役所における事務取扱の相違を是正し、②各府県内の所管の関係として、問題別に社会課・特高課・衛生課・保安課・社寺兵事課などに分散させ、地方職業紹介事務局と通信省との連絡をとり、③私設社会事業団体の連絡統制をおこない、相互の協調的精神を尊重する方途を探ることなどを具体的に提唱した<sup>38)</sup>。

## VI 小括

以上の考察から明確になった山口の思想と認識に関する本稿の論点をあらためて整理しておきたい。

山口の社会事業論は、フェルディナンド・テンニエス（『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』一九一一年など）における共同体（ゲマインデ）の再生を基本認識に据えつつ、農村共同体における隣保扶助の機能が利益共同体で

ある都市においても再生されることを目指すのが社会事業の役割だとする論理へと帰結する。それゆえ、山口の問題意識は都市大阪の急激な人口増加による社会問題の生成と深く関わっていくことになる。しかしそうした観点は一方で、本源的に差別を内包して成り立っている共同体を価値体系の基準点とする共同体主義（コミュニティリズム）と同期し、社会的差別を克服するという思考へとは結びつかなかった。

とりわけ、内務省―厚生省路線（井上友一―田子一民―山崎巖）やキリスト社会事業論（生江孝之ら）の社会連帯論に対抗しつつ、天野時三郎―山口正―志賀志那人という大阪市社会部の人脈・思想水脈・市政主体の展開する共同体再生論（社会調和と隣保扶助をめぐる儒教に基づく教育的・倫理的規範の確立）を一貫して主張している点特徴的である。そこには、山口の被差別マイノリティの社会的位置にまで踏み込んで包括的に社会事業の対象として選定しようとする姿勢が内在していた。まさに草創期社会学にその論理的支柱を形成し、社会問題の一大拠点都市となっていた大阪市において実践・展開されていった点にこそ、思弁的な学問知だけではない実践的な経験知に基づく山口の社会事業思想の歴史的意義が存在する。

ただし、その論理は主権権力の統合政策から被差別マイノリティが自立する契機を担保することにはなったが、統治権力として新たな秩序規律を構築することになったという意味において、社会的差別を解消することには帰結しなかった。行政的な「統治」を方法として選択しつつ、その一方でゲマインデ（共同体）における「融和」の実践をめざした山口の社会事業論の限界であったともいえる。山口もまた当該期の大都市での統治機構を掌握する権力側にあつて日本型の公共性から自由ではなかったということになる。

一方で、戦時期厚生事業への思想的展開（自力更生、出生率向上促進、母体保護など）の子兆が既に一九二〇年代後半から三〇年代初頭に潜在していたことを読み取る必要がある、厚生事業論が後日唐突に思想転向として表明

されていくわけではないことを踏まえておく必要がある。

事実、山口は、大阪市社会部を去った翌一九三六年になって、「社会事業の理念とは社会事業について特殊性の中に普遍性を持つ体系的認識である。この故に社会事業理念を把握する上に於ては、そこに特に現代的なものとか、特に日本的なものとかを見出すことが出来る」というように、従来の社会事業概念を止揚して新たに創造される現実的・歴史的・個性的（特殊的）な認識をもつようになる。<sup>43</sup>さらに、そこから「社会連帯主義の社会事業は全体性を高調し全体的社会連帯主義的に転向することによって、こゝにその理論的正常性をつけ加へて一層完成して来たのである」と、全体主義思想の勃興による連帯主義（かつて山口と対極にあった思想）へと変節する。そして社会事業における都市偏重観や跛行・偏局の是正を明示するようになる。<sup>44</sup>

その変節の契機は、社会事業論の完成中に直面した昭和恐慌期における失業問題に内在していよう。のみならず、それに後続する厚生事業論を接合することによって山口の論理体系の全貌が見えてくるであろう。それらの点を今後の課題として、ひとまず考察を終えたい。

#### 註

- (1) 柴田善守編『社会福祉古典叢書8』山口正・志賀志那人集』鳳書院、一九八一年
- (2) 『近代化研究』第一九号、一九六九年七月
- (3) 『近代化研究』第二二号、一九七〇年一月
- (4) 『社会福祉研究』第八号、一九七一年四月
- (5) 『社会事業史研究』第三号、一九七五年一〇月
- (6) 『国史学研究』第三号、一九七七年二月

- (7) 『歴史研究』第一八号、一九八二年三月
- (8) 前掲註(1) 柴田編書
- (9) 杉原薫・玉井金五編『大正／大阪／スラム』新評論、一九八六年(のち、玉井『防貧の創造』啓文社、一九九二年所収)
- (10) 戦時下日本社会研究会編『戦時下の日本』行路社、一九九二年
- (11) 森田康夫『地に這いて——近代福祉の開拓者・志賀志那人』大阪都市協会、一九八七年、右田紀久恵編『志賀志那人——思想と実践』和泉書院、二〇〇六年などが主な研究として挙げられる。
- (12) 柴田善守『石井十次の生涯と思想』春秋社、一九七八年、室田保夫ほか『石井十次の研究』同志社大学人文科学研究所、一九九九年、細井勇『石井十次と岡山孤児院』ミネルヴァ書房、二〇〇九年などが主な研究として挙げられる。
- (13) 社会調査とマイノリティ(コミュニティ)との具体的な関係については、拙稿『近代日本社会とマイノリティ調査』朝治武・黒川みどり・内田龍史編『講座・近現代の部落問題』第二卷(戦時・戦後の部落問題)『解放出版社、二〇〇二年を参照。
- (14) 奈良県立同和問題関係史料センター編・刊『米田庄太郎——人と思想』一九九八年、一九九頁。米田の門下生にはほかに高田保馬、臼井二尚、銅直勇、池田義祐など戦前から戦時期にかけて日本社会学界をリードした人びとがいる。
- (15) 日本評論社、一九三四年
- (16) 内務省地方局初代局長や東京府知事を歴任した井上友一は、『救済制度要義』一九〇九年で、経恤的救済制度としての救貧・防貧、風化的救済制度として児童救済・勤儉勸奨・庶民教化・庶民娯楽・家居整善・節酒普及の整備を提唱し、あくまでも地方改良運動と感化救済事業の枠組みから公的扶助の義務化には反対した。また、内務省社会局長や三重県知事、衆議院議員を歴任した田子一民は、『社会事業』一九二三年で、出生幸福事業(胎児保護事業)、成育幸福事業(児童保護事業)、職業幸福事業、生活幸福事業(防貧事業、救貧事業)、精神幸福事業(教化、矯風)の実施を提唱し、『社会生活の幸福の増進』『社会連帯の思想』『社会の進歩』こそが社会事業であると論じた。すなわち、社会事業とは、「社会生活に於ける自由を与へ不自由を除く社会的、継続的努力を総称し社会の進歩、個人の幸福を社会全体の力によつて行はんとするのである。社会全体で行はんとする意義に於て、国家化、公共団体化、法人化されて行くのである」とする。さらに、厚生省初代社会局長を務めた山崎巖は、『貧救法制要義』一九三二年を記し、救護法(二九年制定、三二年施行)の社会事業上の意義について詳述した。
- (17) 『国民更生運動の本旨』『斯民』第二七卷第一〇号、一九三二年では、立憲忠君愛國・克己忍苦の修練・産業経営の改善・社会



連帯意識の明確化・弛緩廢類の氣風の掃蕩が説かれている。

(18) 弘文堂、一九二四年

(19) 『大阪市会会議録・昭和四年』

(20) 同上

(21) 關一の思想と論理については、芝村篤樹「関一——都市思想のパイオニア」松籟社、一九八九年および同『日本近代都市の成立——一九二〇・三〇年代の大阪』松籟社、一九九八年を参照。

(22) 『社会学雑誌』第九号、一九二五年一月（のち、『都市社会事業の諸問題』教育刷新社、一九二八年に再録）

(23) 大阪市『大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廢学兒童調査ト建設ニツキテ』一九二二年。なお、こうした実態認識に対する大阪府社会部の動向については、拙稿「近代大阪における日傭労働者の社会的地位——一九二〇～五〇年代の労務行政と寄せ場」『昭和期の都市労働者②』大阪・釜ヶ崎・日傭労働者「第一期」・解説」近現代資料刊行会、二〇二一年を参照。

(24) 『大大阪』第一巻第一号、一九二五年二月

(25) 『社会事業研究』第九巻第五号、一九二七年九月（のち、前掲『都市社会事業の諸問題』再録）

(26) 『社会学雑誌』第三七号、一九二五年五月（のち、前掲『都市社会事業の諸問題』に再録）

(27) 『大阪市会会議録・昭和九年』

(28) 内鮮協和会は、一九二四年五月に財団法人大阪府内鮮協和会として認可され（創立は一九二三年二月）、市内各所に支部をもち、「大阪府下ニ在在スル朝鮮人ヲ扶養善導シ生活ノ安定ト品位ノ向上ヲ図リ内鮮融和ノ実ヲ挙クルヲ目的」とする官製団体であり、職業紹介、人事相談、宿泊施設提供、救療、慰安娯楽、住宅建設、講話会・談話会開催、勤儉貯蓄励行、教育施設設置などをおもな事業としていた。その役割は、植民地支配の下で在阪朝鮮人を教化・指導するといふもので、その名称である「内鮮」にも蔑視がこめられている。なお、同会の活動の一端は、「鮮人の安い住宅／内鮮協和会の手で出来る」『大阪毎日新聞』一九二六年八月八日付および「内鮮協和会の共同住宅並に隣保館建設計画」『社会事業研究』第一七巻第一〇号、一九二九年一〇月からも知ることができる。

(29) 「統治性」概念を援用する際には、「生政治」とともに、主にフーコーの議論として参照されがちだが、ここでは、ウォルターズという「適用主義」を排するために（ウォルターズ・ウィリアム『統治性——フーコーをめぐる批判的な出会い』月曜社、

二〇一六年)、演繹的な適用方法はとらず、あくまでも大阪市の具体例から導出される「統治性」の実践の特徴として指摘するに留めておきたい。なお、統治性をめぐる議論はすでにドゥルーズ・ジル『フーコー』河出書房新社、一九八七年および大澤真幸『生権力の思想——事件から読み解く現代社会の転換』ちくま新書、二〇一三年でも展開されている。

- (30) 『社会事業研究』第一六卷第二号、一九二八年二月(のち、前掲『都市社会事業の諸問題』)
- (31) 『社会事業研究』第一六卷第二号、一九二八年五月
- (32) 『社会事業研究』第一七卷第一〇号、一九三三年一月
- (33) 『社会事業』第一九卷第一号、一九三五年四月
- (34) 『大大阪』第九卷第八号、一九三三年八月
- (35) 『社会事業研究』第二三卷第一号、一九三五年一月
- (36) 『社会事業研究』第二三卷第七号、一九三四年七月
- (37) 『公営社会事業の経費と財源』『社会政策時報』第一六五号、一九三四年六月
- (38) 『大都市社会事業の機構』『社会事業』第一八卷第六号、一九三四年九月
- (39) 大阪市街地の人口は、明治維新直後の一八七六(明治九)年には三六万一、六九四人だったが、市制以後で第一次市域拡張前の一八九三(明治二六)年には四八万二、二九一人、さらに日露戦後の一九〇八(明治四一)年には一二二万六、六四七人と急激に増加し、社会部が創設された一九二〇(大正九)年には、一二五万二、九八三人を数えていた(古厩忠夫『裏日本——近代日本を問いなおす』岩波新書、一九九七年、四三頁)。世紀転換期から二〇世紀初頭にかけての大阪市への人口集中が社会現象となっていたのである。こうした人口激増のなか、米騒動(一九一八年)が惹起していく。都市下層社会の具体的な様相については、拙稿「一九二〇～五〇年代大阪の不良住宅地区における社会事業——長柄地区の生活実態と北市民館の活動実践」大阪市立大学都市研究プラザ『都市と社会』第三号、二〇一九年三月を参照。
- (40) 差別は、かつて阿部謹也が「世間論」という視座を提示して析出した次のような共同体の根源的特質から生成している(「世間」とは何か)講談社新書、一九九五年、『近代化と世間』朝日新書、二〇〇六年)。<sup>①</sup>不文律の掟(破った際の除名や排斥の常態化)、<sup>②</sup>権威主義(他者と同等かつ同位であろうとして自己以外の権威に依存)、<sup>③</sup>没個性(個人が自律しておらず、人権さえ守られていない慣習)。それらは例えば、部落史を志した喜田貞吉が「上代肉食考」(『民族と歴史』第二巻第一号、一九

一九九年)で次のように記した隠匿行為として内面化されていった。すなわち「故郷の中学校に入学して、寄宿舎に入ったところが、賄い方がしばしば夕食の膳に牛肉を付けてくれた。…こわごわながら人並に箸を採ってみると、かつて経験したことのない美味を感じた。…密かに近郷のある部落から売りに来る牛肉を買って、鋤焼の味もおぼえるようになった。…それでもまだ家庭に帰っては、牛肉の香を嗅いだこともないような顔をしていた」。「主体」的に差別の解明しようとした喜田においてさえ、幼少期には部落とは関わってならない「他者」であったのである。と同時に、本稿における差別論は、差別との対目的な向き合い方という問題は、柳田民俗学に対して、性・差別・階級の視点が欠落していると批判し、「穢れ論」において「常民」と「非常民」といった関係性の視座から赤松啓の提唱した民俗文化論(『非常民の性民俗』・『非常民の民俗境界』いずれも明石書店、一九九一・九八年)にも通底している。

(41) 前掲註(29) ウォルターズ書

(42) 近代日本社会における公共性は、市民革命を経験してきた西欧のような個人本位(個性の優先・尊重)の社会構造をもつのではない。山口が固執する共同体的な結合を基本的な様式とする日本社会では、公共性もまた西欧圏の思想家の多くが解明に挑んできたような、他者を自由な存在者とみなして処遇する万人に開放された空間ではないからである。日本社会に歴史通底的に存在する公共性はむしろ、権威主義や抑圧委譲に象徴されるように不断に関係概念として何らかの機関や人格に実体化してゆく傾向をもつ固有な性質を有するものとして理解せねばならないであろう。このことは、日本における身分制社会から近代社会への転回が、自生的よりも外的強制の要素が強かったゆえに、社会そのものが疑似(世間)的な共同体の集積体として成立したことも関連している。疑似共同体は、近代法よって官僚機構によって支配され、ヒエラルヒーに秩序づけられており、共同態の結、他者的結合、誓約的・仲間的結合に依拠した「複層的市民社会」に他ならないのである。日本社会はその歴史的發展過程のなかで、とりわけ近代社会において、恒常的に被差別共同体をその来歴(種姓や血統など)によって排除しつつ包摂し(包摂しつつ排除し)続け、秩序的安定を維持するために必要不可欠の領域として設定する圏域を創出し続けた。そして、この圏域を本稿では公共性ととらえたい。ただし、この点は、別途議論の機会を必要とするが、さしあたり、東島誠「公共圏の歴史的創造——江湖の思想へ」東京大学出版会、二〇〇〇年、水林彪「わが国における「公私」概念の歴史的展開」『日本史の方法1』日本における公と私」青木書店、一九九六年、同「日本の「公私」概念の原型と展開」『公共哲学3』東京大学出版会、二〇〇二年、同「天皇制史論——本質・起源・展開」岩波書店、二〇〇六年、東條由紀彦「近代・労働・市民社会

——近代日本の歴史認識<sup>1</sup>』ミネルヴァ書房、二〇〇五年などをもとに考察する必要性だけをあげておきたい。

(43) 「理念としての社会事業」『社会事業』第一九卷第一〇号、一九三六年一月

(44) 「社会事業の転回」『社会学』第四号、一九三六年二月

〔付記〕なお、本稿の第三章は、註(13) 拙稿の一部と重複していることをお断りしておきたい。